

## 契約概要

この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

## 保障内容について

保険金をお支払いする場合(支払事由)

保険金・給付金名称	保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由)
災害死亡保険金	被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき、または責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき。
死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年経過後に災害死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき。
死亡給付金	被保険者が契約日から起算して3年以内に災害死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき。
生存保険金	被保険者が保険期間満了時に生存されているとき。

※「責任開始時」とは、申し込まれた契約の保障が開始される時期をいい、その責任開始の属する日を「責任開始日(責任開始の日)」といいます。またこの保険では、「責任開始日(責任開始の日)」を「契約日」としております。保険金・給付金をお支払いできない場合(免責事由)については「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

## 商品名称・保険期間・契約年齢などについて

名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
無選択型生存保険金付定期保険	10年	10年	満30歳～75歳

## 責任開始時について

お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社がお引き受けを承諾した場合、第1回保険料のお払い込みが完了したときから、当社は保険契約上の責任を開始します。



## 保険料の払込方法と保険契約の失効について

- 保険料のお払い込みは口座振替となります。
- 第2回目以降の保険料については、払込期月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。(失効)
- この保険には、契約の復活制度はありません。



## 特約と配当金について

特約・配当金はありません。

## 解約と払戻金について

- 解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額はご契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

ご契約の際には、「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」記載事項の例 ●お申し込みの撤回について(クーリング・オフ制度) ●保険金をお支払いできない場合について ●解約と解約払戻金について ●各種変更手続き等について

## 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## お取り扱い(募集代理店)

商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。

(引受生命保険会社) **みどり生命保険株式会社**

〒114-8595 東京都北区王子6-3-43 ホームページ <https://midori-life.com/>

生命保険のお手続きや  
ご契約に関する照会先 **0120-566-322**

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

GY-353-12

## 無選択型生存保険金付定期保険

# はなみずきII

月払保険料

3,000円

無選択

医師の診査や告知書の提出不要

保険期間

保険料払込期間

10年

生存  
保険金  
お支払い

契約年齢 満30歳～75歳

よりお手頃に安心をお届けします。



# お手頃な保険料で「もしものとき」に備える保険です。

**無選択**  
医師の診査や告知書の提出不要

**保険期間  
保険料払込期間  
10年**

**月払  
保険料  
3,000円**

こんなお悩みはありませんか？

- 持病があるけど大丈夫？
- 保険料の支払いが心配…。
- もしものとき、残された家族に負担をかけたくない。

**死亡保障だけでなく保険期間満了時に生存保険金を受け取れます。**

満了後の保障のご希望については「やまぼうし」パンフレットをご参照ください。

**生存保険金 既払込保険料の50%**

**ご契約例**

被保険者 60歳 女性  
 保険期間 10年  
 月払保険料 3,000円  
 保険料払込期間 10年

死亡された原因や時期により、お支払いする金額が異なります。

①病気による死亡は、契約日から3年以内の場合は死亡給付金(既払込保険料相当額)をお支払いします。契約日から3年経過後は経過年数に応じてご契約時に定めた基本保険金額の一定の割合の金額をお支払いします。

②災害による死亡は、経過年数にかかわらず、ご契約時に定めた基本保険金額をお支払いします。

**ポイント1** 加入意思があれば、健康状態にかかわらず、**お申し込みいただけます！**

満30歳から満75歳までの方ならお申し込みいただけます。  
(被保険者が入院中の場合や危険職種に該当する場合はお申し込みできません)

**ポイント2** 告知書や医師の診査は**必要ありません。**

告知書の記入や医師の診査を受けていただく必要はないので、手続きはとても簡単です。告知義務違反による解除の制度はありません。

**ポイント3** **お手頃な保険料で保障を確保**できます。

保険料は払込満了(10年間)まで変わりません。

**ポイント4** **生存保険金をお支払い**します。

保険期間満了時に生存されている時に既払込保険料の50%をお支払いします。

**ポイント5** **交通事故などの不慮の事故で万が一のときは、災害死亡保険金をお支払い!**

不慮の事故や所定の感染症を原因として死亡された場合は、経過年数にかかわらず、ご契約時に定めた基本保険金額をお支払いします。

**ポイント6** **ご契約満了後、続けて保障をご希望の場合は、はなみずき満了契約専用商品「やまぼうし」にご加入いただくことができます。**

※詳しくは「やまぼうし」パンフレットをご参照ください。

**基本保険金額(男性) 月払保険料3,000円につき (単位:円)**

契約年齢	基本保険金額	契約年齢	基本保険金額	契約年齢	基本保険金額
30	1,866,800	46	982,800	62	482,600
31	1,810,400	47	941,600	63	458,400
32	1,751,200	48	899,200	64	435,600
33	1,690,000	49	856,800	65	414,000
34	1,626,800	50	815,600	66	391,400
35	1,562,400	51	779,000	67	370,600
36	1,500,000	52	744,800	68	351,200
37	1,437,400	53	714,000	69	333,400
38	1,376,600	54	685,800	70	334,200
39	1,318,000	55	659,400	71	335,200
40	1,262,600	56	635,000	72	336,800
41	1,210,600	57	610,400	73	337,400
42	1,160,800	58	585,200	74	338,200
43	1,112,600	59	559,200	75	339,200
44	1,067,200	60	532,800		
45	1,023,400	61	507,600		

**基本保険金額(女性) 月払保険料3,000円につき (単位:円)**

契約年齢	基本保険金額	契約年齢	基本保険金額	契約年齢	基本保険金額
30	2,806,200	46	1,544,000	62	797,200
31	2,700,200	47	1,502,200	63	749,200
32	2,592,800	48	1,457,000	64	703,200
33	2,485,400	49	1,409,000	65	659,600
34	2,384,600	50	1,359,800	66	620,000
35	2,288,200	51	1,312,200	67	582,800
36	2,199,400	52	1,266,200	68	547,400
37	2,114,000	53	1,221,000	69	513,600
38	2,031,000	54	1,176,800	70	481,600
39	1,953,000	55	1,132,000	71	448,200
40	1,878,400	56	1,087,600	72	417,000
41	1,810,400	57	1,041,600	73	388,000
42	1,747,200	58	993,600	74	361,800
43	1,687,200	59	944,400	75	338,200
44	1,633,800	60	894,600		
45	1,585,600	61	846,000		

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。



ご契約者さまのご家族さまにも「安心」をお届けします!


# 「安心のご家族登録サービス」の

## ご案内

もし、認知症になって生命保険に入ったことも忘れて保険金の請求漏れがあったらどうしよう…  
もし、介護施設に入ったら、保険会社からの通知物等はどうなるんだろう…


このような不安も「安心のご家族登録サービス」なら解決できます!!

**1** 登録のご家族さま(2名まで)が、ご契約者さまに代わって  
ご契約内容やご葬儀費用充当サービス等の内容、  
手続き書類についてお問い合わせをいただけます。



例えば... ●ご契約者さまが入院中でも配偶者さまやお子さまが  
代わりに契約内容をご確認できます。

**2** 震災時など、みどり生命がご契約者さまと連絡が  
取れない場合、登録したご家族さまにご契約者さまの  
連絡先の確認を行います。



例えば... ●自宅から介護施設に転居したことで、大切な通知物が届かない場合でも、  
ご家族さまを通じ、みどり生命からの重要なご案内をお受け取りいただけます。

“家族ぐるみ”でご契約内容や  
ご葬儀費用充当サービス等の利用方法を  
共有いただくことで、万が一の際の生命保険の  
ご請求漏れやご葬儀費用充当サービス等の  
ご利用漏れを防ぐことができます。

みどり生命では、配偶者さまがご高齢の場合、配偶者さまに加え  
お子さまの登録(合計2名まで)を推奨しています。



## 「安心のご家族登録サービス」についての 《重要事項》のご説明

### サービスの概要

- 「安心のご家族登録サービス」は、ご契約者さまに登録いただいたご家族さまに、当社がご契約内容に関する情報を提供させていただく制度です。
- 登録されたご家族さまからの質問にお答えするときの内容は、ご契約者さまに説明させていただく内容と全て同等です。  
(例)●万一の場合の保障額について ●解約された場合の払戻金について

### 登録ご家族の範囲

- 登録いただけるご家族さまは、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき2名までです。また、成年者であり、意思能力を有する人に限ります。
- 登録いただけるご家族さまの範囲は、ご契約者さまの配偶者もしくは三親等以内のご親族(※)さまです。  
※三親等以内親族:配偶者・親・祖父母・曾祖父母、子・孫・曾孫・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばとその配偶者等。  
(登録例:配偶者さまとお子さま)

### サービスの申込方法

- 新契約同時登録の場合は、「新契約申込書」の「安心のご家族登録サービス」欄にチェックをしてお申し込みください。
- 「新契約申込書」で登録者を指定できない場合は、「安心のご家族登録サービス登録・変更申込書」に以下の項目をご記入ください。  
① 登録ご家族さまの氏名、性別、ご契約者さまとの続柄、生年月日  
② 登録ご家族さまの住所、連絡先 ③ 以下の2点を前提としたご契約者さまの署名  
(1) 登録ご家族さまに対し、上記①②の情報を当社へ提供することについて同意を得ること。  
(2) 被保険者さまと死亡保険金受取人さまに対し、その氏名等の情報を当社が登録ご家族さまへ開示することについて同意を得ること。

### 登録完了通知の郵送(ご契約者さま宛・登録者さま宛)

- 当サービスの登録が完了すると、ご契約者さまおよびご契約者さまと別居されている登録者さまへ、契約内容を記載した「登録完了通知」を送付します。また、同居されている登録者さまには送付いたしませんので、ご契約者さまよりお伝えください。
- 登録いただくご家族さまには、当サービスにお申し込みいただいたことをご契約者さまよりお伝えください。

### サービスの変更・取消

- 登録いただいたご家族さまの変更や登録の取消については、ご契約者さまから当社お客さまサービスセンターまでご連絡願います。
- みどり生命から「安心のご家族登録サービス登録・変更申込書」を送付します。
- 対象保険契約のご契約者さまが変更された場合は、当サービスは停止します。

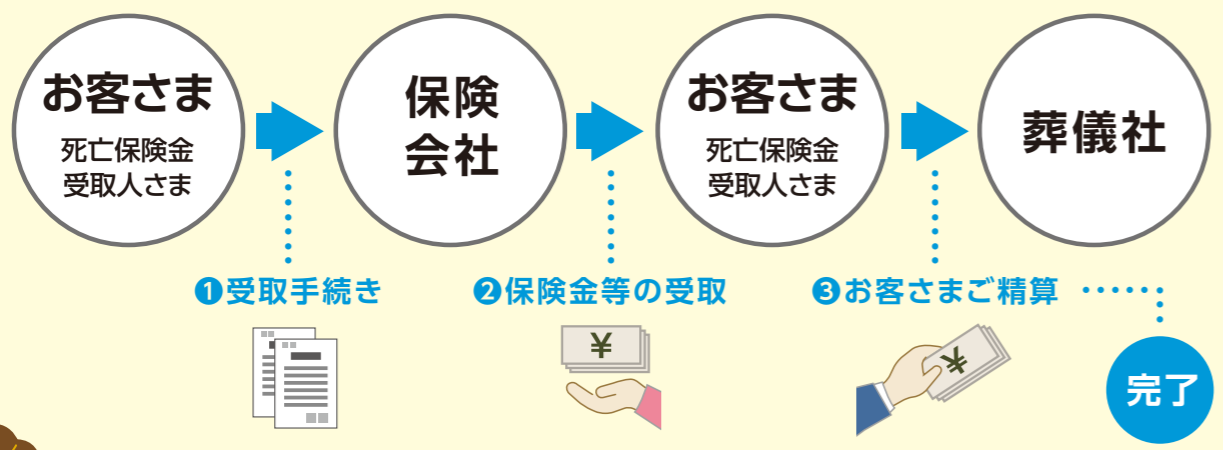
### その他注意事項

- 登録のご家族さまによるご契約に関するお手続きはできません。お手続きの際は、ご契約者さまご自身でお願いします。
- ご契約者さまの転居や災害発生時等、当社からご契約者さまへの連絡が困難となった場合には、当社から登録ご家族さまへ連絡のうえ、ご契約者さまの連絡先を確認させていただく場合があります。
- 当サービスの内容について今後変更がある場合には、変更事項を通知もしくはホームページ等に掲載します。

みどり生命ならご葬儀費用のお支払い時も「安心」です!

# 「ご葬儀費用充当サービス」の ご案内

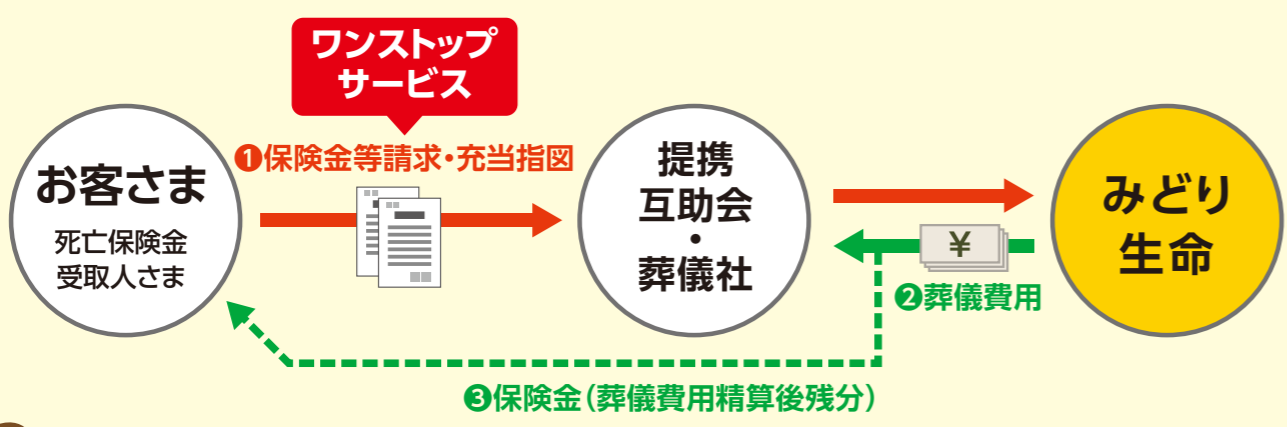
## 一般的な生命保険の場合



保険会社から一度現金を受け取ってから支払いとなるため、預金でお立替が必要となります。

保険会社から保険金が出るまでに時間がかかるなあ

## ご葬儀費用充当サービスの場合



みどり生命から提携互助会・葬儀社へ直接葬儀代金をお支払いしますので、お客さまのお立替がありません。

直接葬儀社に支払いをしてくれるから現金を立て替えずともいいのね

「ご葬儀費用充当サービス」はご契約時にお決めいただく必要はなく、保険金支払事由が発生した際に死亡保険金受取人さまがお決めいただくものです。また従来通り死亡保険金受取人さまへお支払いする方法もございます。



Q.

通常の保険金支払いと何がちがうの?

A.  
「ご葬儀費用充当サービス」は葬儀費用のお支払いがとってもスピーディーなんです!!  
万が一の際、保険金等をダイレクトに、提携互助会・葬儀社への葬儀費用のお支払いに充てることができます。  
みどり生命ならではの役立ちサービスです。



Q.

私にきちんと手続きができるかしら?

A.  
そのような方にぴったりなのが、「安心のご家族登録サービス」です。  
特に受取人さまがご高齢の場合、例えばお子さまを登録いただければ、「ご葬儀費用充当サービス」についても共にご理解いただけ、お子さまにサポートいただくことが可能となります。  
お子さまのサポートがあれば、ご安心ですね。



「ご葬儀費用充当サービス」のおかげで葬儀代金の一部に保険金等を充てることができて助かったね!



事前に家族にも知ってもらえたら、万が一のときも家族にサポートしてもらえるから安心だね!!

# 75歳以上のお客さまへ!

みどり生命では、75歳以上のご高齢のお客さまに、ご提案内容を十分にご理解いただくためのお申し込み手続きをお願いしております。

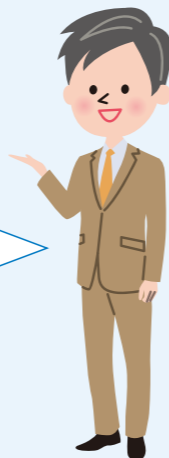


**「安心のご家族登録サービス」のお申し込みを推奨しております。**

ご高齢のご契約者さまによるお手続きが困難となった場合に備え、あらかじめご登録された2名のご家族さま(配偶者さま・お子さま等)が、ご契約内容等をご確認いただけます。

①例えば、ご契約時からお子さまに同席していただければ、ご契約内容やご葬儀費用充当サービス等を共にご理解いただけ、万が一のときのサポートも可能となり安心です!

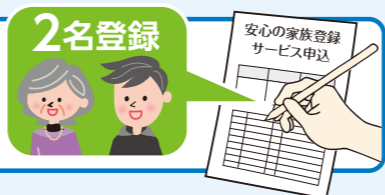
②もし、ご家族さまの同席ができない場合は、その場で「安心のご家族登録サービス」登録のご連絡をおすすめいたします。



**STEP 1 「ご家族同席」とあわせて**



**STEP 2 「安心のご家族登録サービス」のお申し込み**



もし、上記が難しい場合は以下のいずれかのお手続きをお願いします。

- 「複数回面談」の実施と「安心のご家族登録サービス」のお申し込み
- 「複数回面談」の実施と「ご家族同席」によるお申し込み
- 「複数回面談」の実施と「みどり生命担当者の複数人面談」によるお申し込み

※「ご家族同席」は申込時の手続きのみで構いません。

## みどり生命の あんしんサポートをおすすめします!!

### メリット ①

75歳以上のご契約者さまには、お申し込み手続き時にご家族さまに同席いただくことで、ご家族さまにもご契約内容やご葬儀費用充当サービス等をご理解いただけますので、より安心・ご納得してご加入いただけます。

### メリット ②

「安心のご家族登録サービス」に、ご家族さまを登録いただくことで、ご契約者さまに代わりご契約内容をご確認いただけます。(2名さままで登録可能)

- 2名さままで登録できますので、例えば、死亡保険金受取人である配偶者さまに加え、お子さまも登録いただくことで、万が一のことがあった場合のご請求漏れ等を防げます。(特に配偶者さまがご高齢の場合は、お子さまの登録を推奨しております。)
- もし、みどり生命がご契約者さまと連絡が取れない場合、登録されたご家族さまへ契約者の連絡先確認を行います。
- 登録される際は、その旨をご契約者さまから登録先のご家族さまへお伝えください。

### お役に立った お客さまの声

保険金の請求は書類の記入も多く、手続きが大変なイメージでしたが担当の方の速やかな対応により、葬儀費用に充てる手続きが、スムーズに完了できました。

手続きが簡単なのに驚きつつ、安心して母を送ることができました。



身内が突然亡くなり、気が動転しているときに、自ら手続きをして、すぐに葬儀に活用するのは難しいことだと思います。それが簡単にできるのがみどり生命です。

主人がみどり生命に加入していたお陰で、葬儀の際に貯金を取り崩すことなく、とても助かりました。

